

大分市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付制度 (令和7年度)

◇目的◇ 老朽危険空き家等の除却工事を行う方に、その工事費用を補助し除却を促進することで、周辺の市民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図ることを目的とします。

◇受付期間◇ 令和7年6月2日(月)～令和7年11月28日(金)
※ただし、予算の上限に達した場合はその日をもって受付を終了

●補助の対象となる建築物

- ☐ 大分市内にある空き家
- ☐ 木造および鉄骨造の建築物
- ☐ 不良度の評定点が100点以上
- ☐ 周辺の住環境等を悪化させている空き家

●補助の対象者・要件

- ☐ 建築物の所有者若しくは所有者の相続関係者
※法人を除く
- ☐ 市税の滞納がないこと
- ☐ 所有権以外の権利が設定されていないこと（抵当権等）
- ☐ 暴力団員若しくは密接な関係を有していないこと

●補助金の額

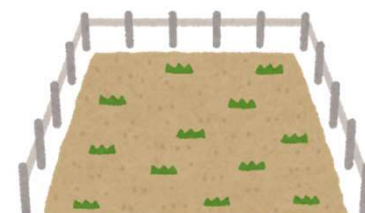
- ☐ 補助対象となる建築物の除却費用の**1/2以内の額**もしくは市の定める額のいずれか小さい額
(**上限100万円**) ※1,000円未満は切り捨て

●補助対象経費

- ☐ 対象建築物の除去、廃材の運搬および処分に要する費用
- ☐ 門扉、塀、立木等の撤去に要する経費（対象建築物の除却と同時に行う場合に限る）
※家財等の処分費は補助の対象外



敷地内を更地にすること



●必要書類

- ☐ 事前調査申請書
- ☐ 建物登記簿謄本等
(所有者・管理者、構造の確認ができる書類)
- ☐ 建物位置図（現地調査に行く際の地図）
- ☐ 現況写真

(申請・相談窓口先)

大分市 土木建築部 住宅課（本庁舎6階）
空家・住宅安全担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

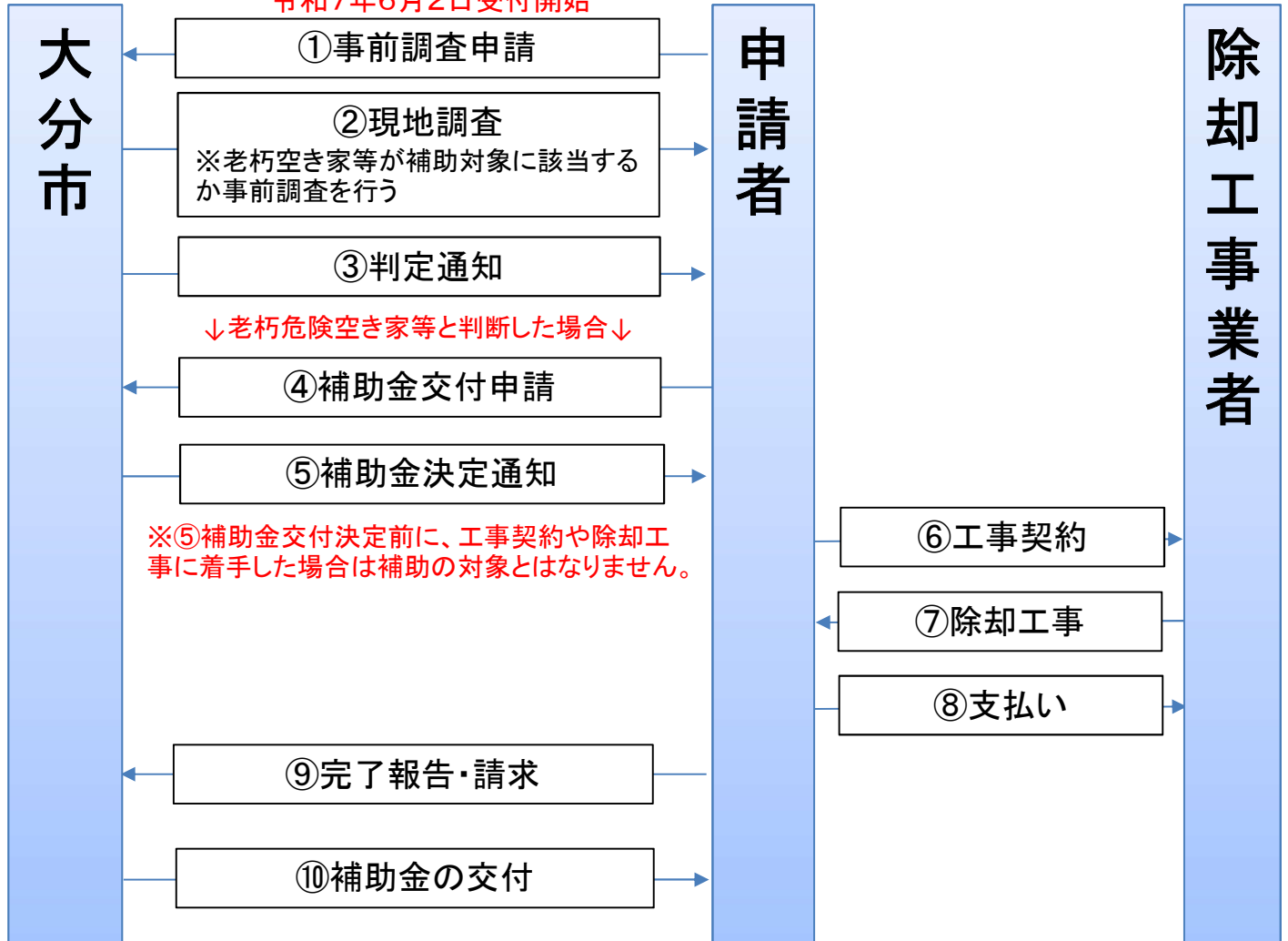
電話番号 097-585-6012（直通）

FAX 097-536-5896

Eメール jyutaku@city.oita.oita.jp

補助金の手続きについて

令和7年6月2日受付開始



※併用住宅の場合、別途協議が必要になる場合があります。

除却工事業者は次のいずれかに該当する必要があります。

1. 建設業法上の許可(土木工事業)を受けていること。(※1)
2. 建設業法上の許可(建築工事業)を受けていること。(※1)
3. 建設業法上の許可(解体工事業)を受けていること。(※1)
4. 建設リサイクル法の登録(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録)を受けていること。(※2)

※1 国土交通省のホームページの「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」で確認できます。

※2 大分県のホームページの「解体工事業者一覧表」で確認できます。



よくある質問

敷地内に母屋と納屋がありますが、母屋のみ解体予定でも対象になりますか？

建築基準法上の敷地内の建物・付属物を全部除却し、更地になった場合、補助の適用となります。建物・付属物が残っている場合は対象になりません。

どのような空き家が対象になりますか？

主となる建物が、木造および鉄骨造で、土台、柱、外壁等の腐朽・破損、屋根は著しく変形したものなどであり、かつ周辺環境を悪化させている不良住宅が対象となります可能性があります。

鉄筋コンクリート造・ブロック造と木造の混構造の場合、対象になりますか？

木造部分での不良度判定となり、補助の対象経費については鉄筋コンクリート・ブロック造を除く木造部分のみが対象となります。